

令和4年8月18日

四條畷市長 東 修平 様

四條畷市補助金制度在り方検討会  
委員長 辻 壽一

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金の制度改正について（答申）

令和4年6月2日付け畷市地第242号で諮問のあった標記の件について、四條畷市補助金制度在り方検討会条例（平成29年条例第13号）第2条の規定により、別紙のとおり答申いたします。

別紙

四條畷市公募型協働のまちづくり提案  
事業補助金の制度改革について  
(答申)

令和4年8月

四條畷市補助金制度在り方検討会

## 1 はじめに

四條畷市補助金制度在り方検討会（以下「検討会」という。）は、補助金の予算に係る執行の適正化及び透明性を確保し、効率的な財政運営を図るとともに、市民の多様化する需要に応じた補助金の制度の在り方を検討するため設置されました。

「四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金制度（以下「公募型補助金制度」という。）」については、検討会が平成29年に答申した「四條畷市における補助金制度の今後の在り方について」を受けて、既存補助金の在り方の検討を行い、平成30年に新たに創設された制度であり、その制度を運用する中で生じている諸課題や社会情勢の変化に対応するため、その制度改正を趣旨に、令和4年6月2日付けで市長から検討会に諮問がありました。

検討会では、制度改正への諮問を受け、これまでの申請事業や他市事例、また我々の有する知見をもって、補助金の8つの原則に立ち返りながら四條畷市の現状に即したより良い制度改正につながるよう慎重に審議を行いました。

今後、市民及び団体がこの公募型補助金制度を活用し、地域課題の解決や地域活性化に向け自主的、自立的で公益性のある事業に市と協働で積極的に取り組むことにより、より良いまちづくりを進めていけるものと考えます。

四條畷市におかれては、検討会で以下のとおり取りまとめた内容を十分に尊重し、制度改正にあたっていただくよう答申いたします。

## 2 検討会での議論事項

### （1）これまでの公募型補助金制度の運用状況について

これまで提案のあった全25事業について事業内容、補助申請金額、採択状況について議論した。

### （2）アンケート調査結果について

四條畷市が、令和3年10月15日から令和3年12月15日まで実施した公募型補助金制度に関するアンケートについて、その調査結果をもとに制度提案者、各種団体及び市民の公募型補助金制度に対する意見内容等について議論した。

### （3）近隣市の状況について

近隣市における公募型補助金制度について、補助対象、補助率、補助上限額、利用回数、プレゼンテーションの有無、備品購入の可否等について、本市の公募型補助金制度と比較検証を実施した。

### （4）共催、協力イベントの事務取扱に関する要綱に定義するイベントの併用について

四條畷市が定めた「四條畷市共催、協力イベントの事務取扱に関する要綱」について、イベントの開催形式における公募型補助金制度との併用が適切かどうかについて議論した。

## (5) 制度改正について

上記(1)から(4)の議論を踏まえて、公募型補助金制度が四條畷市にとってより良い制度になるよう議論を行った。

## 3 改正への提言

### (1) 申請件数及び周知啓発について

- ・創設当初から申請件数の減少が見られるが、ラジオ体操などの団体によっては、あえて使途の制限がある補助金に頼らず自立的に活動されているケースもあり、必ずしも申請件数の減少が、市にとって好ましくないものとは言えない。
- ・また、新型コロナウイルス感染症による影響で、実際、事業が実施できないケースも考えられるため、申請件数が減少したと推測できる。
- ・しかし、協働のまちづくりを加速させるためにも、公募型補助金制度の周知、啓発については、さらに幅広く実施する必要があると考える。

### (2) イベントの協力事業における併用について

団体事務局事務の移管が令和5年度から実施されることにより、市と団体等の役割が一定整理される点に関して、

- ・イベントの協力事業は、団体等が自立的に運営されていることが前提であり、市の協力は限定的であることから、この協力によって団体等の自立性が阻害されるとは考えにくい。
- ・公募型補助金制度とイベントの協力事業における併用については可能と考える。また「四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)」の文言の修正は不要と考える。

※該当箇所 要綱第2条第1項第3号及び第3条第1項第9号

### (3) 申請回数制限について

- ・団体の自立性を阻害しないこと、また3年実施して事業がどのような方向に向かっているかがわかってくるという観点からも、申請回数についてはこれまでと同様に3回までが適当と考える。

#### (4) 毎年度の審査について

- ・毎年度の審査は、補助金の透明性の確保、単年度予算の原則、及び団体の活動内容の把握の観点からも必要と考える。また、毎年度の審査を設けることで、活動の内容もより緊張感を持つものになると思われる。

#### (5) プレゼンテーション審査について

- ・プレゼンテーション審査があることで、提案者は事業内容を改めて整理することとなり、ブラッシュアップされていくと思われ、補助金の透明性の観点からも公開でのプレゼンテーション審査は必要と考える。また、自立の観点から事業の継続性を考えると、プレゼンテーションを得意とするような人を集めることも重要と考える。
- ・申請金額の多寡によってプレゼンテーション審査の実施基準を定めるべきかどうかの議論もあったが、審査面や公平性の観点から勘案した結果、基本すべての申請においてプレゼンテーション審査は必要と判断した。

#### (6) 備品の購入について

- ・備品購入に関しては、目的外利用や、高額な備品などにおいては審査時、備品に関しての質疑が主となってしまい、本来の事業の良さや今後の展開などの観点がなくなってしまうと考えられることなど審査へ影響することが予想されること、また運用面で柔軟に対応することも出来ることから補助金での備品購入に関しては適当でないと考える。
- ・ただし、他市においても一定の金額によって消耗品と判断しており、行政事務手続きの簡素化の観点から、今後の検討課題という意見もあった。

#### (7) 提案の主体について

- ・自立性、継続性の観点から提案の主体は、市内に事業所及び活動場所のある2人以上の団体とする。なお、団体については、役員、会議、会計等について定めている規約等があり、代表者の選定方法が定められている、総会が開かれているなど団体としての実質があるかどうかポイントであり、審査においても影響を及ぼすものと考ええる。
- ・個人申請は、協働性や行政手続き上、また、事業の継続性から問題が残る。したがって、個人を提案主体とすることは適当でないと判断する。

## (8) 補助率について

- ・アンケート調査結果からもスタートアップ支援を手厚くして欲しいという意見が多くあった。
- ・より多くの人に対しこの事業への参加を促し、また、地域活動の活性化の観点から、活動を始めやすくする必要がある。
- ・そのためには、初年度の補助率を上げることで事業参加のハードルを低く設定し、さらに事業の自立継続性の観点から、その補助率を徐々に低減していくことが望ましいと考える。
- ・地域活動は基本的にボランティア（非営利）活動であるため、サポートの強化が必要であるとの観点から、補助率については現状の50%から、  
1年目80%  
2年目70%  
3年目50%  
へ変更することが望ましいと判断した。
- ・ただし、4年目以降の自立を考えると3年目の補助率が、少し高いのではとの意見もあった。

## (9) 補助金額の上限について

- ・現状の補助金額の上限は200万円（補助率50%）であるため、上限の補助金額を得るのは、総事業費400万円規模以上の事業となる。
- ・実際、現在までの補助実績や、一般的な市民団体において実現可能な観点で考えた場合、よほどの実績と実力、また、組織形態を持つ団体でないと総事業費400万円規模の事業遂行は困難だと思われる。
- ・以上から、補助金額の上限と補助率をセットで検討した結果、補助上限金額を、現状の200万円から100万円にすることが適当と考える。

## 四條畷市補助金制度在り方検討会条例

### (設置)

第1条 補助金の予算に係る執行の適正化及び透明性を確保し、効率的な財政運営を図るとともに、市民の多様化する需要に応じた補助金の制度の在り方を検討するため、四條畷市補助金制度在り方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 市民の需要に応じた補助金の制度の在り方を検討すること。
- (2) 補助金の制度の適正な運用に関し必要な事項を調査すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の制度及びその運用に関し必要な事項を調査審議すること。

### (組織)

第3条 検討会は、5人以内の委員をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政経験を有する者
- (3) 本市職員のうち市政全般にわたる総合調整を担う職にある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員は、当該諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

## 四條畷市補助金制度在り方検討会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市補助金制度在り方検討会条例（平成29年条例第13号）第5条の規定に基づき、四條畷市補助金制度在り方検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 検討会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第4条 検討会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「四條畷市補助金制度在り方検討会」開催経過

	開催日	主な内容	場所
第1回	令和4年6月2日	1 諮問 2 これまでの提案事業について 3 制度改正に向けたスケジュールについて 4 制度の見直しについて ・アンケート調査結果について ・近隣市の状況について ・四條畷市共催、協力イベントの事務取扱に関する要綱に定義するイベントの併用について	四條畷市役所 ミーティングルーム
第2回	令和4年6月28日	1 前回検討会の振り返り 2 制度改正について（たたき台） ・イベントの協力事業における併用について ・申請回数の制限について ・毎回（毎年度）の審査について ・プレゼンテーション審査について ・補助対象経費における備品について ・提案の主体について ・補助率について ・補助上限額について	四條畷市役所 ミーティングルーム
第3回	令和4年8月5日	1 前回検討会の振り返り 2 前回検討会での継続検討事項について 3 諮問に係る答申（案）について	四條畷市役所 ミーティングルーム

## 四條畷市補助金制度在り方検討会委員名簿

	氏名	ふりがな	備考
委員長	辻 壽一	つじ としかず	大阪公立大学 生活科学研究科 客員教授/建築家/学術博士
副委員長	施 治安	せ はるやす	NPO法人BIG SOCIAL代表理事 「大阪を変える100人」会議 特別顧問 株式会社 遊企画 取締役会長
委員	増田 拓也	ますだ たくや	弁護士
委員	上野 和久	うえの かずひさ	生駒市職員（元部長）
委員	西尾 佳岐	にしお よしき	四條畷市職員（部長）

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんじょうの「、」がひとつですが、表記の関係上「辻」として  
います。